

「居宅介護サービス」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	3
4. 営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. サービス実施の記録について	7
9. 損害賠償保険への加入	8
10. 苦情の受付について	8

社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会

R7.5 月

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
所在地	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木 2 0 4 0 番地
電話番号	0 5 9 7 9 - 2 - 3 8 1 3
代表者氏名	会長 筒 井 道 夫
設立年月	昭和 6 0 年 6 月 8 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所・指定重度訪問介護事業所 事業所番号（居宅介護 24130002111）平成 18 年 10 月 1 日 事業所番号（重度訪問介護 24130002112）平成 18 年 10 月 1 日
事業の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排泄及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに移動の介護などのサービスを提供する事で生活の質の向上等を図ることを目的とする。
事業所の名称	御浜町社会福祉協議会 指定居宅介護事業所
事業所の所在地	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木 2 0 4 0 番地
電話番号	0 5 9 7 9 - 2 - 3 8 1 3
管理者氏名	植村 由美
事業所の運営方針について	障害者総合支援法の趣旨にもとづき、利用者の意思と人格を尊重するとともに、常に利用者の立場にたち、居宅において日常生活が営めるよう必要なサービスを提供し生活を支援する。
開設年月	平成 12 年 4 月 1 日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 事業者番号 2473100010 平成 12 年 2 月 21 日指定 指定介護予防訪問介護 事業者番号 2473100010 平成 18 年 4 月 1 日指定
事業所が行なっている他の業務	地域生活支援事業（御浜町移動支援事業・地域活動支援センター事業） ささえあいサービス（住民参加型有償サービス）

3. 事業実施地域

御浜町内

4. 営業時間

営業日	月～日（但し、12月30日、31日、1月1日～1月3日は休日、また天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除く）
受付時間	月～金 8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～日 8時30分～17時30分

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1			1名	
2. サービス提供責任者	2			1名	
3. 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	2	11		2.5名	
(1) 介護福祉士	1	8			
(2) 実務者研修修了者	1	1			
(2) 訪問介護養成研修 2 級（ヘルパー2 級）課程修了者		3			
(3) 精神障害者ホームヘルパー養成研修の修了者		0			

当事業所では、利用者に対して指定訪問介護、指定介護予防訪問介護、指定居宅介護を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。（例）週8時間勤務の職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（1）「居宅介護等計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

＜サービス区分及びサービス内容＞

I 居宅介護

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。
- 排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助…食事の介助を行います。
- 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助…通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理…利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。
- その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）

（脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。）

身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

（２）利用者負担額（契約書第５条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常９割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の１割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。

＜２人のホームヘルパーにより訪問を行った場合＞

- １人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと２人のヘルパーでサービスを提供した場合は、２倍の利用者負担額をいただきます。

＜利用者負担額の上限等について＞

- 介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額 150 円）をお支払いいただきます。

<償還払い>

- 事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

（３）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第５条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費をいただきます。（サービス利用料とともに１ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

②

<サービス利用料金>

サービス利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

<利用者負担の減免について>

〔利用者負担に関する月額上限〕

- １ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区分		世帯の収入状況	１ヶ月あたりの負担上減額
生活保護 低所得１・２		生活保護受給世帯 市町民税非課税世帯	０円
一般 １	障害者	市町民税課税世帯 （所得割１６万円未満）	９，３００円
	障害児	市町民税課税世帯 （所得割２８万円未満）	４，６００円
一般 ２		市町民税課税世帯 （一般 １を除く）	３７，２００円

（４）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第５条参照）

前記（２）、及び（３）の①の料金・費用は、１か月ごとに計算し、翌月ご請求しますので、翌月の２５日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（１か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口又は集金での現金支払い
イ. 下記指定口座への振り込み
三十三銀行・御浜支店 普通 2368641
(口座名：御浜町社会福祉協議会 会長 筒井 道夫)
新宮信用金庫・御浜支店 普通 0020676
(口座名：御浜町社会福祉協議会 理事 筒井 道夫)
ゆうちょ銀行・振替・総合口座 00830－130470
(口座名：社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会)
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：伊勢農協、三十三銀行、新宮信用金庫、ゆうちょ銀行

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその1か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- ☆ サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。

☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

（３）サービス内容の変更

☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）受給者証の確認（契約書第３条参照）

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

（５）ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

（１）サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（２）利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第８条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険	
補償の概要	対人・対物・人格権侵害	支払限度額 1億円まで

10. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

（1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情相談受付窓口・・・植村 由美（管理者）

○苦情解決責任者・・・筒井 道夫（社会福祉協議会会長）

○受付時間・・・・・・毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

○所在地・・・・・・三重県南牟婁郡御浜町大字下市木 2040 番地

○電話番号・・・・・・05979-2-3813

（2）第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談する事もできます。

<第三者委員>

城 内 利 夫	住所 三重県南牟婁郡御浜町大字上市木 2485 番地 電話番号 05979-2-0801
下 田 鈴	住所 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 4478 番地 6 電話番号 05979-2-2609

（3）行政機関その他苦情受付機関

御浜町役場 健康福祉課 障害福祉サービス担当係	所在地 三重県南牟婁郡御浜町阿田和 6120 番地—1 電話番号 05979-3-0515 受付時間 8：30～17：15（平日）
三重県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 三重県津市桜橋2丁目 131 番地 電話番号 059-224-8111 受付時間 9：00～17：00（平日）

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人 御浜町社会福祉協議会
御浜町ヘルパーステーション

説明者氏名 :